教職員のみなさまへ

Web手続きは➡こちら
https://www.nikkyoko.or.jp/index.html

教弘まなびや〔教職員賠償責任保険〕

教職員（せんせい）の不安を安心に

保険期間	2025年8月1日（月）午後4時から2026年8月1日（火）午後4時まで1年間
一斉募集期間	2025年6月1日（日）から2025年7月20日（日）まで
保険料払込方法	口座振替（一時払） 集金代行会社：明治安田収納ビジネスサービス株式会社より2025年10月27日（月）に口座引き落としされます。
加入方法	●今年度よりお手続き方法がWeb手続きに変更になっています。右上のQRコードもしくはURLよりログインいただき、必要事項を入力してお手続きください。 ●「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。

公益財団法人 日本教育公務員弘済会
http://www.nikkyoko.or.jp

TOKIO MARINE NICHIDO

教職員の方を襲う様々な不安…。

□通勤中に自転車で他人にケガをさせる。

損害賠償金

□授業中に生徒がケガ、先生個人に損害賠償請求。

損害賠償金

□一方的に、パワハラだと訴えられる。(*1)

争訟費用 (*2)

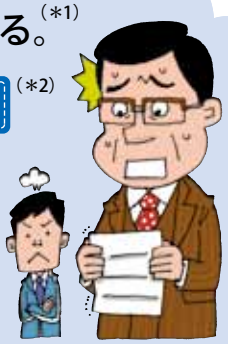

(*1) 実際にパワハラを行っている場合は保険金支払の対象となりません。
パワハラをしてもいないのに訴えられた場合が対象となります。
(*2) 損害賠償請求があった場合に限ります。

□生徒を注意したら人格権の侵害と訴訟を起こされる。

争訟費用 (*2)

損害賠償金

こんなことがあったら どうしよう…

◎こんなケースで訴えられることも…

以下の様な事例で教職員個人が負担する弁護士費用や損害賠償金が支払の対象となります。国家賠償法が適用され、教職員個人に責任が及ばない可能性もありますが、地方自治体とあわせて教職員個人が被告となる事例も増えています。

※以下の事例は想定される事例も含んでおり、全てが保険金を支払うまでに至った事例ではありません。

- 生徒への不適切な発言が**いじめ**を助長し、精神的な損害を受けたとして、**学校現場の当事者**に責任が在るとして保護者から**損害賠償請求**を受けた。
- 前任校の部下より、精神障害で休職したのは、**校長によるパワハラ**が原因として、**提訴**すると一方的に表明された。
- **4年前の人事異動**を不当として、**当時の校長が損害賠償**を求められて一方的に**提訴**された。
- いじめにより転校を余儀なくされたのは、**当時の校長の管理責任**によるとして、**退職後**に保護者から**損害賠償請求**された。
- **3年前に退職した教員から**在職中の業績評価が不適切であったとして**当時の校長に対し、一方的に提訴すると表明**された。
- **生徒間での傷害事故(ケンカ)に対する対応が不適切**だとして、保護者から**損害賠償請求**を受けた。
- **プール掃除の後、バルブを閉め忘れて数日間、水を出しっぱなし**にして市に**水道料金の損害**を出したのは、**学校現場の当事者に重過失**が認められるとされ、**市から学校関係者**に水道料金の一部が**求償**された。
- **急病で倒れた生徒**への対応が適切でなかったとして、保護者から**学校現場の当事者**に対して**損害賠償請求**がなされた。
- 小学生が**休み時間中**に教室で遊んでいて**大怪我**をし、**校長・担当教師**が安全配慮義務の過失を問われて**損害賠償請求**を受けた。

そんな教職員の方へ オススメする保険があります！

教職員のみなさま

教弘まなびや

（（業務中の様々なトラブルから教職員のみなさまをお守りします。））

教職員賠償責任保険

1 教職員業務(*1)の遂行に関する争訟費用・法律上の損害賠償金<国内補償(*2)>

■1請求・保険期間中／1億円限度

【争訟費用】被保険者（補償を受けることができる方（教職員個人））に対する請求に関する争訟によって、弁護士報酬その他の争訟費用が被保険者に発生した場合の費用を補償します。
※引受保険会社の同意を得て支出した費用に限ります。

【損害賠償金】被保険者が支払うべき法律上の損害賠償金（引受保険会社の事前の同意が必要です。）を補償します。（以下のものは除く）

①税金、罰金、科料、過料、課徴金　②懲罰的損害賠償金または倍額賠償金（これに類似するものを含みます。）の加重された部分
③被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された賠償金
④教職員業務の結果を保証することにより加重された賠償金　⑤不当利得返還金

2 初期対応費用<国内補償(*2)>

■1事故／100万円限度

教職員業務(*1)の遂行に伴う所定の事故(*3)が発生した場合、その事故について初期対応を行うために被保険者が支出した次の費用を賠償責任の有無にかかわらず補償します。（その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限ります。）

①事故現場の保存、事故の状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用　②事故現場の取り片付け費用
③事故現場、身体の障害を被った方の自宅または入院している医療施設に赴くために必要な交通費・宿泊費等の費用　④通信費
⑤身体の障害又は財物の損壊を被った方に対する見舞金（香典を含みます。）または見舞品購入費用（身体の障害、財物の損壊それぞれ1事故・被害者1名につき10万円を限度とします。）　⑥その他①～⑤までに準ずる費用

3 訴訟対応費用<国内補償(*2)>

■1請求／100万円限度

教職員業務(*1)の遂行に関する損害賠償請求、不当利得の返還請求または住民訴訟による提訴請求の訴え（訴訟）がなされた場合に、被保険者が応訴のために支出した次の費用を補償します。（その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限ります。）

①交通費または宿泊費　②事故の再現実験費用　③意見書・鑑定書の作成費用
④相手方当事者または裁判所に提供する文書の作成費用

4 業務過誤対応費用<1事故／10万円限度> NEW

教職員業務(*1)の遂行に伴って次のいずれかの事故が発生した場合において、その誤りを是正または訂正するために要する費用またはその事故について発生した損失を補填する費用を、被保険者が支出することによって被る損害に対して特約条項により補償します。

①生徒又は児童に関する物品等の発注誤り
②学校で使用する施設、自動車等の賃貸借契約業務の誤り
③学校給食の発注誤り

（*1）「教職員業務」とは、教育基本法に規定する教育の目的を実現する為に教職員が行う業務（課外活動を含む）、学校事務職員・学校用務員として行う業務等をいいます。教職員業務に関する争訟費用や損害賠償金・示談金については公立学校においては国家賠償法に基づき地方自治体がなすべき賠償、私立学校においては民法に基づき使用者である学校法人がなすべき賠償に先行して、東京海上日動が独自の賠償や示談を行うものではありません。また示談交渉サービスはありません。
（*2）教職員が生徒・学生を引率して行う修学旅行等の学校行事（教職員自身の留学・研修または調査等を含みません）において一時的に日本国外において遂行された教職員業務について日本国内で損害賠償請求がなされた場合は保険金お支払いの対象です。
（*3）「事故」とは、次の**ア～エ**のいずれかの事由をいいます。
ア. 他人の身体の障害　**イ.** 他人の財物の損壊等　**ウ.** 他人の人格権の侵害の原因となると思われる不当行為
エ. 教職員が行った児童・生徒・学生に対する法的処分もしくは事実行為としての懲戒または調査書等の学業成績の表示。ただし、児童・生徒・学生またはその扶養者の経済的損害の原因となると認められるものに限ります。

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金・保険金をお支払いしない主な場合については、P04もご覧ください。

教職員の方へオススメ！

教弘まなびや 教職員賠償責任保険

学校での業務中における様々なトラブルから教職員のみなさまを
お守りするために開発した教職員専用の保険です。（本契約は**自動更新**となります。）

教職員業務の遂行に起因した

損害賠償請求に！

訴えられた！

教職員個人の

1 **争訟費用（弁護士費用等）**および**損害賠償金**を補償！

2 **初期対応費用**も補償！
（身体障害を被った被害者への見舞金等）

遡及補償

3 初年度**加入日より前に行った行為**に起因する請求も補償！ 詳細はP.04をご参照ください。

延長補償

4 **教職員でなくなった後になされた請求についても5年間**補償！
詳細はP.04をご参照ください。

New

5 **卒業アルバムの校正ミスなどの教職員業務で個人が負担せざるを得なかった費用を**補償！

訴訟に関するワンポイントアドバイス

最近は保護者の権利意識の高まりに伴い、学校で起こるトラブルによって「法的責任を追及する」と言われてしまうことが増えているようです。

公立学校においては、学校管理下で発生する事故は、国家賠償法第一条により教職員は責任を問われないという意見もあります。しかし、**国家賠償法が適用されて地方自治体が賠償金を支払っても、教職員個人に重い過失がある場合には、地方自治体から個人が求償を受ける可能性があります**。また、現実の教育現場では、過失も責任もないのに保護者や校内から法的責任を追及された為に応訴費用が必要となることもあります。

こうした不測の事態が発生した際に、賠償問題のプロである保険会社から、直ちに適切なアドバイスを受けながら対応ができること、そして万一の場合には教職員個人が負担する応訴費用や賠償金が補償される「教弘まなびや〔教職員賠償責任保険〕」は教職員のみなさまの大きな安心につながると確信しています。

保険金額（支払限度額）・保険料について

■教弘まなびや 教職員賠償責任保険

保険料			年払（一括）保険料		6,240円
補償内容	教職員賠償責任保険	賠償責任	教職員業務中	他人の身体の障害、他人の財物の損壊、人格権侵害等に起因する法律上の損害賠償金、争訟費用	1請求・保険期間中／1億円限度
				初期対応費用	1事故／100万円限度＊1
				訴訟対応費用	1請求／100万円限度
				業務過誤対応費用	1事故／ 10万円限度

＊1 身体障害見舞費用・財物損壊見舞費用については、それぞれ1事故・被害者1名について10万円限度（内枠払）となります。

●保険期間中に教職員でなくなった場合、教職員賠償責任保険は不要となりますので、取扱代理店までお問い合わせください。

●教職員賠償責任保険については、団体募集の結果、被保険者（補償を受けることができる方）が4,000人を下回った場合には、次年度以降保険料の引き上げまたは支払限度額の引き下げ等の変更をさせていただきますので、予めご了承ください。

教職員賠償責任保険 のご説明

保険の概要

教職員賠償責任保険は、教職員個人（被保険者）が教職員業務の遂行に起因する損害賠償請求等を受けた場合において、争訟費用（弁護士費用等）、訴訟対応費用（応訴に必要な文書の作成費用等）または法律上の損害賠償金を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。また、教職員業務につき行った行為に伴い、他人の身体の障害等が発生した場合の初期対応費用や業務過誤が発生した場合の対応費用もお支払いの対象となります。

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金

保険期間中に次のいずれかの請求が日本国内においてなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、日本国外で発生した他人の損害（*1）について損害賠償責任を負担することにより被った損害はお支払いの対象となりません。

（*1）教職員が生徒・学生を引率して行う修学旅行等の学校行事（教職員自身の留学・研修または調査等を含みません）において一時的に日本国外において遂行された教職員業務に起因する損害について日本国内で損害賠償請求がなされた場合は保険金お支払いの対象です。

1. 損害賠償請求

被保険者が遂行する教職員業務につき行った行為（不作為を含みます。以下同様とします。）に起因して被保険者に対してなされた損害賠償請求

2. 不当利得返還請求

被保険者が遂行する教職員業務につき行った行為または受領した給付に起因して被保険者に対してなされた返還請求

3. 住民訴訟による提訴請求

地方自治法第242条の2第1項第4号の規定により被保険者に対して損害賠償請求または不当利得返還請求を行うことを住民が被保険者の所属する地方公共団体の執行機関または職員に対して求める請求

（※1）「教職員業務」とは、教育基本法に規定する教育の目的を実現する為に教職員が行う業務（課外活動を含む）、学校事務職員・学校用務員として行う業務等をいいます。

（※2）上記「1.損害賠償請求」については、争訟費用および法律上の損害賠償金が補償の対象となります。

（※3）上記「2.不当利得返還請求」については、争訟費用のみが対象となり、敗訴した場合の「返還金」は対象となりませんので、ご注意ください。

（※4）「3.住民訴訟による提訴請求」については、争訟費用のみが対象となります。

●保険金のお支払い方法

【争訟費用、損害賠償金】
被保険者ごとに、争訟費用と法律上の損害賠償金の合計額に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

【初期対応費用・訴訟対応費用】
被保険者ごとに、ご加入された支払限度額を限度にお支払いします。

【業務過誤対応費用】
被保険者ごとに、ご加入された支払限度額を限度にお支払いします。

遡及補償

<保険加入前の行為に起因する請求も補償>
被保険者が保険加入以前に行った行為に起因して上記1から3の請求を受けた場合も保険金支払いの対象となります。ただし、被保険者がこの保険の保険期間の初日に既に請求を受けるおそれがあることを知っていた場合（知っていたと判断できる合理的理由がある場合を含む）や、この保険の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた請求の中で申し立てられていた事実に起因する一連の請求は除きます。

延長補償

<教職員でなくなった場合も5年間の補償>
被保険者が保険期間中に教職員でなくなり（退職、出産休暇、育児休業、教育委員会・企業等への出向または組合活動への専従により教職員業務に従事しなくなった場合等）かつ当該保険期間中に被保険者でなくなった場合において、被保険者でなくなった日（保険期間の末日まで被保険者であった場合は、保険期間の末日）から5年以内に上記1から3の請求を受けたときは、保険金支払の対象となります。

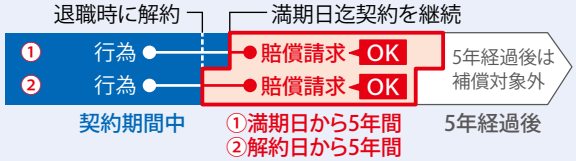

※5年以内に同種契約の被保険者となった場合には、その時点から補償対象外となります。

※この保険契約の被保険者でなくなった日（保険期間の末日まで被保険者であった場合は、保険期間の末日）の翌日以降に行った教職員業務に起因してなされた賠償請求については補償対象外となります。

保険金をお支払いしない主な場合

1. この保険では、次の事由または行為に関してなされた請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、①から⑬までに規定する事由または行為が実際に生じ、または行われたと認められる場合に限り適用されるものとし、適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。
   - ①職員の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱い
   - ②職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者に不利益を与えることまたはその性的な言動により就業環境を害すること
   - ③職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を利用して、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えることまたは職場環境を悪化させること
   - ④公序良俗に反する行為または給付
   - ⑤被保険者の犯罪行為（過失犯を除きます。）
   - ⑥法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為
   - ⑦被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと
   - ⑧給料、俸給、各種手当、報酬等の給与その他の給付が被保険者に違法に支払われたこと
   - ⑨被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して株式、公社債等の売買等を行ったこと
   - ⑩他人に対する違法な利益の供与
   - ⑪被保険者が公務員としてその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為
   - ⑫公務員（法令の規定により公務員とみなされる者を含みます。）に対する違法な公金の支出
   - ⑬供応接待、娯楽または遊興飲食に対する違法な公金の支出
2. この保険では、次の請求に起因する損害に対しては保険金を支払いません。ただし、業務過誤対応費用については④の損害は除きます。なお、①から④までに規定する事由または行為が実際に生じまたは行われたと認められる場合に限らず、それらがあったとの申立てに基づいてなされた請求にも適用されます。
   - ①この保険契約の保険期間の初日において、被保険者に対して請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その状況の原因となった行為に起因する一連の請求
   - ②この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた請求の中で申し立てられていた事実に起因する一連の請求
   - ③被保険者が行った次の行為に起因する請求
     - ア. 疾病の治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方法の指導、診断書・処方せん等の作成・交付等の医療行為（※）
     - イ. 美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為（※）
     - ウ. 薬品の調剤、投与または販売・供給
     - エ. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
     - オ. 建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為

     ※法令により医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことが許されている場合を除く
   - ④学校の設置者または他の被保険者からなされ、またはこれらの者が関与してなされた請求（求償を含みます。）。ただし、次のいずれかの場合を除きます。
     - ア. その請求以外に被保険者とこれらの者との間に利害関係がないと判断される場合
     - イ. 学校の設置者が住民訴訟による提訴請求の結果として被保険者に対して請求（求償を含みます。）を行う場合
     - ウ. 学校の設置者が国家賠償法第1条第2項に基づいて被保険者に対して求償権を行使する場合
3. この保険では、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
   - ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
   - ②地震、噴火、洪水、高潮または津波
   - ③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故（ただし、医学的、産業的な利用に供される放射性同位元素が法令に従って使用、貯蔵・運搬されている間に生じた原子核反応・原子核の崩壊、分裂による損害を除きます。）
   - ④汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出もしくは放出もしくは廃棄物の不法投棄もしくは不適正な処理またはそれらのおそれに起因する損害
   - ⑤自動車、原動機付自転車、航空機、施設外における船、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）・動物の所有、使用または管理
   - ⑥サイバー攻撃

   等

※ここでは主な場合のみ記載しております。詳細は団体の代表者にお渡ししている「保険約款」でご確認ください。

必ずお読みください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

教職員賠償責任保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

［マークのご説明］　契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項　　注意喚起情報　ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

1.ご加入前におけるご確認事項

(1)商品の仕組み（契約概要）

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等はご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員あることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

(2)基本となる補償および主な特約の概要等（契約概要）（注意喚起情報）

基本となる補償の"保険金をお支払いする主な場合"、"保険金をお支払いしない主な場合"や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

(3)補償の重複に関するご注意（注意喚起情報）

補償内容が同様の保険契約（特約は引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

(4)保険期間および補償の開始・終了時期（契約概要）（注意喚起情報）

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。

(5)保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み（契約概要）

保険料については、パンフレット等をご確認ください。

②保険料の払込方法（契約概要）（注意喚起情報）

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(6)満期返れい金・契約者配当金（契約概要）

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2.ご加入時におけるご注意事項

（注意喚起情報）

(1)告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「3.(1)通知義務等」をご参照ください。

(2)クーリングオフ（注意喚起情報）

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3.ご加入後におけるご注意事項

(1)通知義務等（注意喚起情報）

［通知事項］

ご加入後に被保険者の氏名に変更が生じることが判明した場合はその内容を、被保険者が教職員でなくなった場合はその日をすみやかにご加入の代理店または保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。

［ご加入後の変更］

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

(2)解約されるとき（契約概要）（注意喚起情報）

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

＊1 解約日以降に請求することがあります。
＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

(3)満期を迎えるとき（契約概要）

［保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合］

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。
この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

［更新後契約の保険料］

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

［保険金請求忘れのご確認］

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。
更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

［更新加入依頼書等記載の内容］

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

［ご加入内容を変更されている場合］

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

4.その他ご留意いただきたいこと

(1)個人情報の取扱い（注意喚起情報）

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

(2)ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

(3)ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。
※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

(4)その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。（注意喚起情報）

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
●保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

(5)その他のご注意事項

●ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、請求者の氏名、被保険者が最初に請求を知った時の状況、申し立てられている行為、原因となる事実その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または東京海上日動にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。
●保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、東京海上日動担当部署とご相談いただきながら、お客様（被保険者）ご自身で被害者との示談交渉を進めていただくこととなります。なお、東京海上日動の承認を得ずにお客様（被保険者）側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
●保険金請求の際のご注意：責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が東京海上日動に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、東京海上日動に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、東京海上日動が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、東京海上日動から被害者に対して直接、保険金を支払う場合
●他の保険契約等がある場合：この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

●保険会社破綻時の取扱い:引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
(※) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
(*) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社
保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人　日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

注意喚起情報
ナビダイヤル **0570-022808** 通話料有料
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。
ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動火災保険株式会社

〈ご加入内容をご確認ください。〉
ご加入・更新いただく前に本パンフレットをご覧の上、ご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。お手続きサイトの入力事項等につきましては、下記「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、入力漏れ・入力誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご入力をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、**パンフレット等記載の問い合わせ先**までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
□保険金をお支払いする主な場合(主契約、セットしている特約を含みます)、お支払いする保険金　□保険期間(保険のご契約期間)
□保険金額(ご契約金額)　□免責金額(自己負担額)　□保険料・保険料払込方法　□保険の対象となる方

2. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただきましたか?
特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」などお客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」、「補償の重複に関するご注意(*)」が記載されていますので必ずご確認ください。
(*)例えば、賠償責任を補償する特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

加入者資格・被保険者になれる方の範囲

教弘まなびや　教職員賠償責任保険

公益財団法人 日本教育公務員弘済会の会員で、以下に該当する方
1. 公立学校の教職員　2. 国立学校および私立学校の教職員

※「教職員」とは、学校教育法に規定する学校の校長および教員ならびに部活動を指導する教育関係の職員、学校用務員、学校栄養職員等

この保険は、公益財団法人日本教育公務員弘済会を契約者とし、団体の構成員を被保険者(保険の対象となる方)とする団体契約です。保険証券を請求す権利、保険契約をる解約する権利等は公益財団法人日本教育公務員弘済会が有します。
このパンフレットは教職員賠償責任保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、ご加入者と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願いします。なお、詳細は、保険約款によります。保険約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

事故受付センター(東京海上日動安心110番)　**0120-720-110**　受付時間:24時間365日

お問い合わせ先

引受保険会社　**東京海上日動火災保険株式会社**
(担当課)公務第二部文教公務室
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラメール三番町10F
TEL:03-3515-4133(受付時間:月～金 9:00～17:00)

Insurance for the Earth
東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。

25T-000202　2025年3月作成